

# 東山区における住む魅力を効果的に伝える情報発信のための業務委託仕様書

## 1 事業の趣旨

本区では、第3期東山区基本計画「東山・まち・みらい計画 2025」に掲げる「住んでこそ！東山プロジェクト」（以下、本プロジェクトと言う。）の推進を検討している。本プロジェクトは、人口減少が著しい東山区において、その現状と課題を整理し、これまでの地域や行政等の取組を参考にしながら、区民の定住意欲や区外からの移住意欲を喚起するなど、人口減少に歯止めをかけるとともに、地場産業などの活性化により、活力ある地域づくりを目指して取り組むものである。

本業務は、本プロジェクトの実施において必要な、東山区管内で暮らすこと（住む魅力）を効果的に伝える情報発信のための検討・コンテンツ作成及び情報発信を行うことを目的とする。

参考：「東山・まち・みらい計画 2025」 p.15

<https://www.city.kyoto.lg.jp/higasiyama/page/0000284601.html>

住んでこそ！東山プロジェクト

<https://www.city.kyoto.lg.jp/higasiyama/page/0000300452.html>

## 2 履行期間

契約締結の日の翌日から令和5年3月24日（金）まで

## 3 委託業務の目的・対象

### (1) 目的

移住検討者に対して、東山区に移住し、暮らすことの魅力や、実際の生活スタイルの情報収集ができる情報コンテンツを作成し、そのターゲットが情報を受け取りやすい媒体での発信を行う。

観光地としての印象が強い東山区のイメージを、暮らす魅力を発信することにより変化させ、居住地の選択肢に挙がることを目的とする。

### (2) 対象

世代を問わず、東山らしい複数多種類の人物像に絞りそれぞれに的確に届く情報発信を行う。なお、委託業務にあたっては、区内の人口動態や不動産動態等、ターゲットを絞るうえで必要となる現状分析の資料を貸与する。その資料を基に、地域ごとのターゲットを限定し、効果的な情報発信コンテンツ手段を検討すること

複数多種類の人物像は例として以下を想定している。

- ・路地で子育てをする住まい方
- ・職住共存・近接の住まい方
- ・日常に寺社仏閣や花街が溶け込む住まい方
- ・シェアハウスで血縁でないコミュニティで住む住まい方
- ・ワーケーションで中長期滞在する住まい方
- ・駅徒歩圏内で一人暮らしの社会人が地域と関わりながら住まう住まい方
- ・シニア夫婦が駅から離れた場所だが寺社仏閣や花街の文化的空間に住まう住まい方
- ・伝統産業に携わる職人や芸術家の住まい方
- ・シェアアトリエを利用する芸術大学生やアーティストの住まい方

・地域のお祭りや地蔵盆など地域行事に積極的に関わる住まい方 等  
人物像の種類においては、出来る限り様々なバリエーションを想定するものとし、その数は本区との協議により決定する。

#### 4 委託業務の内容

##### (1) 情報コンテンツ作成及び発信にあたっての会議の開催

コンテンツ作成及び発信にあたっては、本プロジェクトの施策の意見交換等を行うチーム会議（協働プロジェクト※<sup>1</sup>）において、意見聴取や議論を行いながら進めるものとする。

チーム会議（協働プロジェクト）構成メンバーは、学識者、民間事業者、行政等で構成されている。

受託者はその会議において、一構成メンバーとして参加し、本業務に関する資料の作成・説明・議事録作成と共に広報の分野のスペシャリストとしての発言を求める。

委託期間内に3回程度を想定している。（※回数の減があった場合には、減額を行うことがあるため、見積書において内訳が分かるようにする。）

なお、会議においては、本委託業務以外の議事も議論が行われるが、委託業務としては、全議事について広報分野のスペシャリストとしての発言を行うほか、議事録を作成するが、本委託業務以外の議事の資料作成・説明は行わない。

※1 （4）ウ 住んでこそ！東山プロジェクトホームページ内参照

##### (2) 情報発信方法の提案

居住に繋がる魅力を発信するうえで以下の項目について提案を行うものとする。

提案内容には、期間・費用上委託期間内に実施可能な部分を明記し、下記「エ 継続的な情報発信」の中で委託期間内に精査・分析を行い、今後どのような具体的な発信が考えられるかを取りまとめる。

ア 多数の目を惹きつけ、東山区で住むことに興味を抱かせる広報（マスメディアや雑誌等の利用も想定する。）

##### イ ターゲティングの具体手法

アにおいて、惹きつけられた人たちを3（2）の対象ごとにターゲティングを行う。ターゲティングにあたっては、どのような人たちに、どのような媒体でどういった方法で行うかを回数や規模などを具体的に提案すること

なお、ターゲットは複数であるため、ターゲットごとに上記具体提案を行うが、方法によっては、期間・費用上委託期間内に実施可能な部分を明記し、下記「エ 継続的な情報発信」の中で委託期間内に精査・分析を行い、今後どのような具体的な発信が考えられるかを取りまとめる。

##### ウ ターゲティングを行った人たちのランディング先としての情報発信

イにおいて、東山区へ住まうことに興味を持った人たちの情報取得先として、移住者の状況が分かる等の住まうための共感を得る情報発信と移住のための具体の制度説明等の情報発信を行うこと。特に制度説明などのランディング先としては既存の情報掲載先で利用可能なものについては、その旨記載すること

## エ 継続的な情報発信

### (ア) 今後の情報発信の方向性の提案

(2) の情報発信方法は、継続的な更新を見据えたものを検討して方法を提案すること  
継続的な更新が必要なコンテンツについては、職員等で更新が行えるような方法・仕組みを提案すること

また、提案内容における継続的な更新についての年間費用と今後の情報発信費用の目安を提示すること

WEB、動画、SNS の利用や紙媒体での発信、インフルエンサーの利用等、こういったコンテンツをこういったターゲットに届けば有効であるかをリサーチし、今後の情報発信のコンテンツ作成に活かせるような分析を行い、報告すること。また、その分析スケジュールとそれに見合ったコンテンツの数を具体的に提案すること

### (イ) 情報発信の担い手の広がり

また、情報発信にあたっては、区民や一般の方が自発的に情報発信の担い手になることを目指し、その手法を提案し、実施すること

本提案にあたっては、期間・費用上委託期間内に実施可能な部分を明記し、「(ア) 今後の情報発信の方向性の提案」の中で委託期間内に精査・分析を行い、今後どのような具体的な発信が考えられるかを取りまとめる。

## (3) 情報コンテンツの作成

(2) 情報発信方法の提案において提案を求めるコンテンツについては以下のような例を想定している。

### ア 紹介記事

3 (2) 対象に記載する人物像に該当する人等をインタビューし、どういう生活を送っているか、どのようなところで日常の買い物をし、憩うところ、好きな店などを紹介、地図と関連付けて、具体的な東山での生活を思い描けるようなものとする。

### イ 学区毎の住まううえでの特徴や魅力

区民から収集した東山の魅力を踏まえ、交通利便性、子育て環境をはじめとする暮らす魅力を発信するための動画、記事等のコンテンツを作成する。

ウ 現在、区内で取り組まれている様々な「住宅の供給」「住みたい動機を高める環境の整備」等居住に繋がる取組について調査を行い、紹介する。

### エ その他、居住促進に寄与する情報コンテンツの作成と発信

上記以外で有効な移住検討者に対する情報提供コンテンツについても(2) 情報発信方法の提案において提案すること。また、チーム会議において、上記で想定しないコンテンツ作成が検討された時には、本区と協議のうえ、対応すること

なお、提案にあたっては、(4)ウ 住んでこそ！東山プロジェクトホームページに掲載する事業（お試し居住や魅力発信募集等）に現在本施策で行っている取組を掲載しているため、コンテンツ作成や広がり提案の参考とすること。なお、お試し居住にあたっては、連携先企業が個別のサイトの運営を予定している。

## (4) 京都市の他媒体との連携

京都市における居住・移住に関する情報発信媒体との連携を検討し、情報発信先について、下記媒体へのコンテンツの提供も提案すること

特に、

ア ポータルサイト「住むなら京都」 <https://cocoronosousei.com/>

※特にアのポータルサイトへの連携提案は必須とし、当該サイトの受託業者への一部再委託も含めた連携を検討すること

※本サイト内にHPを構築する場合には、以下の項目に準拠すること

- ・住むなら京都のサブドメインを使用し、住むなら京都のサーバー内にサイトを構築する。
- ・トンマナ（トーンアンドマナー、ホームページのデザイン）は住むなら京都のデザインから大きく外れないデザインを制作する。
- ・記事、イベント、移住相談、問合せは独自での構築は行わず、住むなら京都に設置された機能を使用する。
- ・住むなら京都と東山区新設サイト遷移が両方から違和感ない仕様を構築する。（住むなら京都→東山区新設サイト、東山区新設サイト→住むなら京都）

イ 京住まいの情報ひろば <https://miyakoanshinsumai.com/>

ウ 東山区ホームページ <https://www.city.kyoto.lg.jp/higasiyama/index.html>

住んでこそ！東山プロジェクト（※本委託業務目的施策の説明ページ）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/higasiyama/page/0000300452.html>

他、本区で利用可能と思われる媒体の提案は積極的に行うこと

## 5 前払い金

前払い金は支払わない。

## 6 実施体制

受託者は、本業務に係る統括及び管理を行う業務実施体制を本区に提出すること

## 7 成果品の提出等

### (1) 成果品

本区に納品する成果品は、以下のとおりとする。なお、受託者が引き渡した成果品に関する権利（著作権等）の一切は本区に帰属するものとする。

ア 情報発信にかかる成果物（ホームページデータ、印刷物等）

イ 成果物作成に関して収集・作成したデータ一式

ウ チーム会議（協働プロジェクト）にかかる成果物（資料、議事録等）

### (2) 提出形式

成果品に印刷物等が含まれる場合には、その版下データ等一式を加工可能な形式で提出する。

ホームページが含まれる場合には、コンテンツや構築にかかるデータ一式

既存のシステム利用等により、提出が困難な場合には、本区と協議を行う。

## 8 業務の進め方

- (1) 受託者は、本業務を仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (2) 委託者は、本業務の実施にあたり、事前に業務実施計画書、業務工程表及び業務体制表を提出し、本区の承諾を受けるものとする。
- (3) 委託者は、本業務の実施にあたり、逐次、本区と協議を行い、本区の指示により業務を進め、業務の結果については速やかに報告を行うこと
- (4) 受託者は、本区と打ち合わせを行った内容について、協議録等を作成し、これを提出しなければならない。

## 9 貸与品等

- (1) 本区の所有するデータ（統計や地域の施設情報などのターゲット設定に必要な資料他）については、協議のうえ適宜提供を行う。
- (2) 受託者は、貸与された資料の取り扱いには十分に注意し、破損及び紛失しないよう配慮する。
- (3) 受託者は、貸与された資料を本区の下承を得ることなく複製してはならない。
- (4) 受託者は、貸与された資料を業務完了後又は本区の指示があるときは、速やかに返却するものとする。また、複製した資料があるときは、当該資料も同様とする。

## 10 業務完了後の提出書類

- (1) 完了通知書
- (2) 納品書
- (3) 請求書
- (4) その他本区が必要と認める書類

## 11 提出書類

受託者は、本業務の実施にあたり、契約締結の日から7日以内に次の必要書類を提出し、本区の承諾を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 業務体制表
- (4) その他本区が必要と認める書類

## 12 その他

- (1) 受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を、本区の下承を得ることなく他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託期間終了後も同様とする。
- (2) 本区が提供する貸与品を、本業務に関わる検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の目的の範囲内であっても、受託者は、本区の下承を得ることなく第三者に内容を提示し、又は使用させてはならない。成果品についても同様とする。
- (3) 本業務実施中に、受託者の不注意や不備により生じたすべての費用は、受託者の負担とする。
- (4) 受託者は、本業務実施に当たり、関係法令を遵守し、常に適切な管理を行わなければならない。
- (5) 受託者は、本業務実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、本区に発生原因・経過・被害状況等を速やかに報告し、本区の指示に従うものとする。
- (6) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

- (7) 成果物(上記「7 成果品の提出」)の作成過程で発生した本業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の知的財産権は、本市に帰属するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者は速やかに本区と協議を行うものとする。
- (9) 受託者は、業務完了後、成果品等に不備があることが発見されたときは、本区の指示により受託者の負担において直ちに再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。
- (10) 自主的な情報収集受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うものとする。